

様式第1号の2(第4条の3関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画(変更計画)書	
2023年 6月27日	
(宛先) さいたま市長	
提出者 住 所 さいたま市中央区新都心11-2 明治安田生命さいたま新都心ビル 35階	
氏 名 住友林業ホームテック株式会社 埼玉支店 支店長 鈴木 洋一	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 048-600-3922	
さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例第12条の2第1項の規定により、令和5年度の産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成・変更したので、提出します。	
事業所の名称	住友林業ホームテック株式会社埼玉支店
事業所の所在地	さいたま市中央区新都心11-2 明治安田生命さいたま新都心ビル35階
計画期間	2023年4月1日から2024年3月31日
変更の概要	—
当該事業所において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	総合工事業 建築リフォーム工事業
②事業の規模	1,300百万円
③従業員数	40人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別添1の通り

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 別添2の通り			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
① 現状	【前年度（ 2022 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	(別紙のとおり)	
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組) 排出量の抑制について使用資材等の選定を検証する。		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	(別紙のとおり)	
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・現状の取組を引き続き推進する。 ・木くずはマテリアルサイクルに取り組む。		
産業廃棄物の分別に関する事項			
① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃プラスチック、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラス・陶磁器くず、がれき類、廃石膏ボード等の分別徹底。		
② 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・協力工事店会議にて定期的に分別の必要性と徹底を指導教育する。現場にて職方へ直接指導教育を実施する。		

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（ 2022年度 ）実績】		
	産業廃棄物の種類	-	-
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	- t	- t
	（これまでに実施した取組） 特になし。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	-	-
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	- t	- t
	（今後実施する予定の取組） 実施予定なし。		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（ 2022年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	-	-
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	- t	- t
（これまでに実施した取組） 特になし。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	-	-
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	- t	- t
（今後実施する予定の取組） 実施予定なし。			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（2022年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） 特になし。		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 実施予定なし。		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（2022年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	（別紙のとおり）	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・排出量の抑制について使用資材等の選定の検証を行う。		

(第5面)

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	(別紙のとおり)	
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・現状の取組を引き続き推進する。 ・木くずはマテリアルサイクルに取組む。 ・分別回収の徹底		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 事業所において常時使用される従業員数が300人以上の製造業者、事業所において常時使用される従業員数が100人以上若しくは資本金（あるいは出資金）の額が5,000万円以上の建設業者、一日当たりの施設能力が30万m³以上の浄水場管理者等又は一日当たりの施設能力が3万m³以上の下水道終末処理場管理者等が事業所ごとに、日本工業規格A4により作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「変更の概要」の欄は、処理計画の内容を変更する場合に記入することとし、その記入に当たっては、変更をした部分について、変更前及び変更後の概要を対照させること。
- 4 「当該事業所において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業における製造品出荷額（前年度実績）、建設業における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関における病床数（前年度末時点）等、業種に応じて事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業所において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 5 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、再生利用業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の4の2第1項の認定を受けた者）への処理委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 8 ※事務処理欄は記入しないこと。

